

被措置児童等虐待の防止

～上半期の状況 これまでの経過について～

これまでの経過

- 平成21年4月1日 児童福祉法の改正
被措置児童等虐待対応のための枠組みが新たに規定される。
- ↓
- 被措置児童等虐待の届出・通告の受理窓口として、3つの窓口を設置
(東京都、児童相談所、児童福祉審議会)
 - 東京都福祉保健局少子社会対策部計画課に権利擁護担当係長を置く。
 - 施設等で生活する児童向けリーフレットを作成
児童相談所と連携して児童に配布し制度を周知

【被措置児童等虐待とは】

小規模住居型児童養育事業、里親(その同居人)、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設等、児童自立支援施設、一時保護所などの施設職員等が入所・委託・一時保護児童に虐待を行うこと。

被措置児童等虐待対応状況

9月30日現在、21事案

受付月	性別	年齢	届出・通告者	施設	種別	状態
4月	女	小低	施設職員	養護	身体	終了
5月	女	中	本人	養護	身体	未
	女	小高	保護者	養護	ネグレクト	終了
6月	女	小高	本人	養護	心理	未
	男	幼	市民	乳児院	心理	終了
	男	中	本人	養護	身体	終了
	男	高	本人	養護	心理	終了
	女	中	本人	養護	心理	終了
	女	小低	知人	養育	心理	未
7月	女	高	本人	保護	身体	未
	男	小高	本人	養護	心理	未
	女	幼	近隣住民	養育	身体	未
	男	中	児童	自立	身体	未
8月	男	成人	本人	養護	身体	未
	女	中	里親	養育	性的	未
	女	小高	本人	養護	性的	未
	女	成人	成年後見人	重心	身体	未
9月	女	幼	施設職員	養護	身体	未
	男	小低	他児親族	保護	身体	未
	男	小低	本人	養育	身体	未
	男	高	保護者	養護	心理	未

施設)養護…児童養護施設、養育…養育家庭、
保護…一時保護所、自立…児童自立支援施設、
重心…重症心身障害児施設
状態)未…調査継続、調整中

- 児童本人からの届出 10件
発見者からの通告 11件
- 施設等の種別は、児童養護施設12件
(57%)が最多
- これまでの事案では、既に施設等を退所
した児童が、過去に職員から不適切な養育・
指導を受けたという届出が多い。(9件)
- 東京都児童福祉審議会・子ども権利擁護
部会に開催月の前月に受け付けた事案を
一覧で報告
- 調査の結果、講じた措置等を部内に報告
- 子ども権利擁護部会に報告し、事案を終了

被措置児童等虐待対応の流れ図

